

## 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、耐震診断義務化対象路線沿道にあるブロック塀等（国、都道府県及び市町村が所有するものを除く。以下同じ。）の耐震診断、除却工事、新設工事及び耐震改修工事を行う所有者に対し、市が補助金を交付することにより、耐震診断義務化対象路線の沿道にあるブロック塀等の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断義務化対象路線 茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務化対象路線をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造等の塀をいう。
- (3) 通行障害既存耐震不適格ブロック塀等 耐震診断義務化対象路線にその敷地が接する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第3号に規定する既存耐震不適格建築物であって同法施行令第4条第2号に規定する通行障害建築物をいう。
- (4) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準（以下「耐震診断基準」という。）に基づき、耐震診断技術者がブロック塀等の耐震性を判定することをいう。
- (5) 耐震診断技術者 次に掲げる技術者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所（第17において「建築士事務所」という。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（第17において「建設業者」という。）を含む。）
  - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者
  - イ 建築士法第2条第1項に規定する建築士又は公益財団法人日本エクステリア建設業協会が認定するブロック塀診断士であって、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断」に係る講習を修了した者
- (6) 除却工事 耐震診断の結果、耐震診断基準に適合せず、「撤去が必要」と判定されたもの又は「撤去又は耐震改修が必要」と判定された通行障害既存耐震不適

格ブロック塀等について、当該ブロック塀等の地盤面より上部を全て取り壊す工事をいう。

(7) 新設工事 除却工事の補助を受け除却した通行障害既存耐震不適格ブロック塀等の機能を復旧するために、新たに塀を設ける工事をいい、次に掲げるすべてに該当するものをいう。

ア 除却前と目的が同じであること

イ 地震時及び暴風時において安全な構造であること

ウ 関係法令に適合していること

(8) 耐震改修計画 耐震診断の結果、耐震診断基準に適合せず、「撤去又は耐震改修が必要」と判定された通行障害既存耐震不適格ブロック塀等について、耐震診断技術者が作成した耐震改修に係る計画で、次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震改修設計指針に基づき、既存塀の耐震安全性を確保するための計画

イ 耐震評価機関による耐震改修設計指針に基づく一体性確保補強効果及び転倒防止補強効果が確保されている旨の評価書を取得している計画

(9) 耐震改修設計 耐震改修計画を策定することをいう。

(10) 耐震評価機関 ブロック塀等の耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして市長が認める機関をいう。

(11) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき耐震性を高める工事をいう。

(補助対象となるブロック塀等)

第3 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築された通行障害既存耐震不適格ブロック塀等であること。

(2) 本市の区域内に存するものであること。

(3) 補助の対象となる経費について他の補助金等の交付を受けるもの又は既に受けたものでないこと。

(4) 耐震診断の補助については、茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断結果の報告期限までに耐震診断を実施し、市長に報告するものであること。

(5) 除却工事、新設工事又は耐震改修工事の補助については、令和8年3月31日までに第8に規定する交付決定を受けているものであること。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費（補助金の交付を受ける者が

消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除く。)とする。

- (1) 耐震診断に要する経費
  - (2) 除却工事に要する経費
  - (3) 新設工事に要する経費
  - (4) 耐震改修工事に要する経費
- (補助対象者)

第5 補助の対象となる者は、第3に規定するブロック塀等の所有者とする。

(補助金額)

第6 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 耐震診断 次に掲げる額のいずれか少ない額
  - ア 第4第1号の補助対象経費の合計額
  - イ 耐震診断を行うブロック塀等の長さが10メートル未満の場合は、ブロック塀等の長さに1メートル当たり5,100円を乗じて得た額、長さが10メートル以上の場合は、ブロック塀等の長さに1メートル当たり204円を乗じて得た額に48,960円を加えた額
- (2) 除却工事 次に掲げる額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額
  - ア 第4第2号の補助対象経費の合計額
  - イ 除却工事を行うブロック塀等の長さに1メートル当たり31,000円を乗じて得た額
- (3) 新設工事 次に掲げる額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額
  - ア 第4第3号の補助対象経費の合計額
  - イ 新設工事を行うブロック塀等の長さに1メートル当たり43,900円を乗じて得た額
- (4) 耐震改修工事 次に掲げる額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額
  - ア 第4第4号の補助対象経費の合計額
  - イ 耐震改修工事を行うブロック塀等の長さに1メートル当たり43,900円を乗じて得た額

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断、除却工事、新設工事及び耐震改修工事に係る契約を締結する前に、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断を申請する場合

- ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの耐震診断を実施してよい旨の同意書
- イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書
- ウ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し
- エ 付近見取図、配置図、立面図及び断面図
- オ 耐震診断に要する経費がわかる見積書
- カ 現況がわかる写真
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 除却工事を申請する場合

- ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの除却工事を実施してよい旨の同意書
- イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書
- ウ 付近見取図、配置図
- エ 除却工事に要する経費がわかる見積書
- オ 現況がわかる写真
- カ 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震診断結果報告書（様式第3号）又は市長に提出した耐震診断結果の報告書
- キ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める既存ブロック塀等の調査シート（この項及び第9において「既存ブロック塀等の調査シート」という。）又は市長に提出した耐震診断結果の報告書
- ク その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震改修工事を申請する場合

- ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの耐震改修工事を実施してよい旨の同意書
- イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書
- ウ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し
- エ 付近見取図、配置図、立面図及び断面図
- オ 耐震改修工事に要する経費がわかる見積書
- カ 耐震改修工事の工程表
- キ 現況がわかる写真
- ク 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震診断結果報告書（様式第3号）又は市長に提出した耐震診断結果の報告書
- ケ 既存ブロック塀等の調査シート又は市長に提出した耐震診断結果の報告書

コ その他市長が必要と認める書類

(4) 耐震診断及び除却工事を併せて申請する場合

ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの耐震診断及び除却工事を実施してよい旨の同意書

イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

ウ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し

エ 付近見取図、配置図、立面図及び断面図

オ 耐震診断及び除却工事に要する経費がわかる見積書

カ 除却工事の工事工程表

キ 現況がわかる写真

ク その他市長が必要と認める書類

(5) 除却工事及び新設工事を併せて申請する場合

ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの除却工事及び新設工事を実施してよい旨の同意書

イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

ウ 付近見取図、配置図、立面図、断面図及び新設計画詳細図

エ 第2第7号イの規定に該当していることが確認できる書類

オ 除却工事及び新設工事に要する経費がわかる見積書

カ 除却工事及び新設工事の工事工程表

キ 現況がわかる写真

ク 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震診断結果報告書（様式第3号）又は市長に提出した耐震診断結果の報告書

ケ 既存ブロック塀等の調査シート又は市長に提出した耐震診断結果の報告書

コ その他市長が必要と認める書類

(6) 耐震診断、除却工事及び新設工事を併せて申請する場合

ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの耐震診断、除却工事及び新設工事を実施してよい旨の同意書

イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

ウ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し

エ 付近見取図、配置図、立面図、断面図及び新設計画詳細図

オ 第2第7号イの規定に該当していることが確認できる書類

カ 耐震診断、除却工事及び新設工事に要する経費がわかる見積書

キ 除却工事及び新設工事の工事工程表

ク 現況がわかる写真

ケ その他市長が必要と認める書類

(7) 耐震診断及び耐震改修工事を併せて申請する場合

ア 当該ブロック塀等の所有者と占有者が異なる場合又は所有者が複数の場合は、それら利害関係者からの耐震診断及び耐震改修工事を実施してよい旨の同意書

イ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

ウ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し

エ 付近見取図、配置図、立面図、断面図

オ 耐震診断及び耐震改修工事に要する経費がわかる見積書

カ 耐震改修工事の工事工程表

キ 現況がわかる写真

ク その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(耐震診断結果の報告)

第9 第7第1号、第4号、第6号又は第7号の規定による交付申請を行い、第8の規定により交付決定の通知を受けた者は、耐震診断が終了したときは、除却工事又は耐震改修設計を行う前に茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震診断結果報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 既存ブロック塀等の調査シート

(2) 調査結果が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告をした者は、報告書が受理された後、除却工事又は耐震改修設計を行うことができる。

(耐震改修計画の報告)

第10 第7第3号又は第7号の規定による交付申請を行い、第8の規定により交付決定の通知を受けた者は、耐震改修計画を策定したときは、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震改修計画報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修計画に係る図書

(2) 耐震改修計画に係る評価書

(3) 耐震改修工事の概要

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の報告があったときは、報告書の内容を審査したうえ、適当と認めるときは茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震改修計画確認通知書（様式第5号）により報告書を提出した者に通知する。
- 3 交付決定の通知を受けた者は、前項の通知を受けた後でなければ、耐震改修工事を行なうことができない。

（補助対象事業内容の変更）

第11 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金交付変更承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金交付変更届（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金変更承認通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

（補助対象事業の取り止め）

第12 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、事情により当該補助対象事業を取り止めようとするときは、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金取り止め届（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（状況報告）

第13 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

（事業遅延等の報告）

第14 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない恐れが生じた場合又は事業の遂行が困難となる恐れが生じた場合は、速やかにその理由及び以後の遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第15 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業を終了後、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し

(2) 補助対象経費が分かる請求書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16 市長は、第15の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金確定通知書（様式第11号）により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第17 第16の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の代理受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所もしくは建設業者、耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所もしくは建設業者、除却工事及び新設工事を行なった建設業者又は耐震改修工事を行った建設業者（第18において「耐震事業者」という。）に委任するときは、市長に提出する請求書に茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金の代理受領に係る委任状（様式第13号）を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第18 市長は、第17の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を耐震事業者に委任した場合は当該耐震事業者）に補助金を交付する。

(立入検査)

第19 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助対象事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象のブロック塀等について、現地に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第20 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第21 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助対象事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第22 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。
- (6) その他市長が不適當と認めたとき。

(新設した塀の維持管理等)

第23 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて新設した塀等について、適切に維持管理を行うものとする。

(市長の指示)

第24 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

年 月 日

住所  
氏名  
電話番号

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金の交付を次のとおり申請します。

[illegible]

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 補助対象となるブロック塀等

建築物の名称

ブロック塀等の所在地

2 補助対象事業

3 交 付 金 額 円

4 補助の条件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第3号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所  
氏 名

印

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震診断結果報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業について、耐震診断が終了したので、次のとおり報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 ブロック塀等の所在地
- 3 耐震診断の結果 ☐耐震性あり  
☐耐震性なし（判定 ☐撤去 ☐撤去又は耐震改修）
- 4 添付書類
  - (1) 既存ブロック塀等の調査シート
  - (2) 調査結果が確認できる写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類

耐震診断技術者

会社名

住所

担当者

様式第 4 号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所  
氏 名

⑩

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震改修計画報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業について、耐震改修計画を策定したので、次のとおり報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 ブロック塀等の所在地
- 3 耐震改修計画の概要
- 4 耐震改修設計者氏名
- 5 添付書類
  - (1) 耐震改修計画に係る図書
  - (2) 耐震改修計画に係る評価書
  - (3) 耐震改修工事の概要
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震改修計画確認通知書

年 月 日付で提出のあった耐震改修計画報告書を審査の結果、適当  
と認めたので通知します

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 6 号（第11関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

住 所  
氏 名 Ⓔ

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第 7 号（第11関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所  
氏 名

㊞

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金交付変更届

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業について、次のとおり変更したので届出ます。

- 1 補助対象事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第8号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した補助対象  
事業は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変更交付決定額   | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 9 号（第12関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所  
氏 名

㊞

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金取り止め届

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業について、下記の理由により取り止めます。

1 補助対象事業

2 取り止めの理由

様式第10号（第15関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所  
氏 名

㊞

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
補助対象事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助対象事業の成果
- 5 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。  
☐消費税等の課税事業者 ☐その他
- 6 添付書類
  - (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
  - (2) 補助対象経費が分かる請求書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第16関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金実績報告書を審査の結果、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブ  
ロック塀等耐震化補助金を次のとおり確定します。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第12号（第17関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所  
氏 名 ㊟

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 支払金口座振替依頼書

|            |                     |                |      |  |  |  |  |       |  |         |
|------------|---------------------|----------------|------|--|--|--|--|-------|--|---------|
| 金融機関名      | 銀行・農協・信金・信組<br>その他（ |                |      |  |  |  |  | 銀行コード |  |         |
| 支店名        | 支店・支所               |                |      |  |  |  |  | 支店コード |  |         |
| 預金種別       | 普通 ・ 当座             | ←どちらかに○をしてください | 口座番号 |  |  |  |  |       |  | (7桁・右詰) |
| 振込口座<br>名義 | フリガナ                |                |      |  |  |  |  |       |  |         |
|            |                     |                |      |  |  |  |  |       |  |         |

※金融機関名・支店名・預金種別は、該当のものを○で囲んでください

様式第13号（第17関係）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

私は、下記の建築物の耐震化補助金について、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助要綱第17に基づく請求に係る代理受領を

法人名：  
代表者氏名：  
所在地：

に委任します。

記

- 1 建築物の所在地 茨木市
- 2 代理受領を委任する補助金請求額 金 円

---

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等  
耐震化補助金の代理受領に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法 人 名  
代表者氏名 ⑩  
所 在 地  
電 話 番 号

私は、上記の建築物の耐震化補助金について、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助要綱第17に基づく請求に係る代理受領を受任することに同意します。